不当な勧誘や契約から あなたを守る



消費者契約法 第3次改正に向けて

「前編」基礎学習

日々のくらしでは、賃貸住宅を借りたり、旅行でホテルを予約したり、月額制の音楽配信を利用するなど様々な契約を行いますが、中には望んでもいないのに事業者にしつこく勧誘され、契約内容をよく理解しないまま契約をし、「こんなはずではなかった」と後悔するケースもあります。

消費者と事業者との契約では、持っている情報の質・量や交渉力に格差があり、何かトラブルが起きた時に消費者は弱い立場に立たされることが多くあります。このような状況を踏まえ、消費者の利益を守るため、2001年に「消費者契約法」が施行されました。その後、社会情勢の変化に対応するため、2016年、2018年に改正が行われました。

現在、消費者庁で行われている「消費者契約に関する検討会」は、9月中に報告書がまとめられ、 2022 年度の通常国会にて3回目の改正が行われることが期待されています。

以上より、これから消費者契約法について、「前編」「後編」の2段階に分けて学習します。

今回は、「前編」基礎学習として「消費者契約法とは」から始まり、これまでの改正と積み残された課題や今後の法改正への期待について、お話いただきます。

是非、ご参加お待ちしております。

※「後編」(10月頃開催)では、検討会の報告書の内容について学習を行う予定です。

[日時] 9月24日(金)14時00分~16時00分



〔Zoom を活用したオンライン学習会〕

【講師】 志部 淳之介さん(弁護士)

【定員】 100人

※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

【最終締め切り】9月21日(火)



【申し込み】

1 Google 77-4 https://forms.gle/ibpeJ5PpgVUK6EJ4A

② 事務局

yukiko.ooide@shodanren.gr.jp (大出)

参加ご希望の方は、上記①または②で「団体名、お名前、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※資料および Zoom 会議の詳細は、学習会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用 URL〕は登録された方限りとさせていただき、他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの学習会のみ利用させていただきます。